

第 2 ワーキング・グループ報告書（要旨）

1．不良債権取引の実態について

日本における不良債権取引は、破綻先・実質破綻先向け債権を中心に成長。金融機関からの不良債権のバルクセール売却等は、基本的には入札・相対を問わず様々な形式で広く実施。

但し、破綻先・実質破綻先向け債権以外のカテゴリーや、複雑に利害関係・法的関係が錯綜した案件、サービサー機能が十分でない地方の案件については、必ずしも円滑に行われているとは言えない面もある。

2．今後の変化と対応策

売却サイド：破綻先・実質破綻先向け債権から破綻懸念先向け債権以上の売却増、R C C の売却、等

購入サイド：事業再生を視野に入れた投資の増加、企業再生ファンドの設立増加、等

機能提供者：民間サービサー会社設立増加、等

今後の課題は、破綻懸念先向け債権以上の売却が増加するなか、リスクマネーの供給不足や評価のばらつきによる取引の成立のしにくさ等をどう克服するか、取引を円滑・迅速に行うための制度面の手当て等が重要。

3．投資家層拡大の可能性

直接購入者：既存プレーヤー・企業再生ファンドの拡大、産業再生機構、銀行、等

不良債権関連商品への投資家：年金、生保など国内の機関投資家、等

4．不良債権取引活発化のための課題

(1) 取引実績・取引機会情報の集約・開示

- ・ 売買された個別債権やポートフォリオについて、「取引実績」情報を一覧できる形態で集約・公開することが、投資家が投資判断をする際に「あたり」をつけるのに役立つ。
- ・ 投資家にとっては、将来の取引機会の把握が必ずしも容易ではないことから、将来の「取引機会」情報の集約・公開も取引活発化に一定の効果がある。
- ・ 実務者間で不良債権の取引実績・取引機会情報の集約・開示の有為性・実現可能性を

含めて具体的に検討していくことが必要。

(2) 証券化・流動化の推進

不良債権格付け

- ・不良債権に対する格付けは、投資判断の材料として有益。大数の法則が成立するような債権プールへの格付けは、担保価値やプールの分散度を加味した有効な指標となりうる。

サービサー情報の充実

- ・証券化商品への投資家層拡大につれ、機能分化が進み、回収の分野で専門的ノウハウを有するサービサー会社の存在・機能はますます重要。
- ・各サービサー会社についての情報の開示・拡充が取引活性化の大きな要因になる。

デューデリジェンス情報の充実・定型化

- ・各金融機関が、事務コストを勘案しつつ債権管理情報の標準化等に努め、情報のばらつきをなくすことが、デューデリジェンス・コストの削減・価格の合理性向上に寄与。

各種モデルの開発等

- ・金融商品に投資する機関投資家や個人投資家の拡充のためには、簡素化された倒産確率モデルや不動産担保評価モデルの導入を促進させることが有効。
- ・ファンド等の運用パフォーマンスを評価する尺度等の開発・普及も課題。

(3) 制度面の整備

根抵当権の元本確定問題

- ・法制審議会の答申にて「根抵当権者からの請求で元本確定が可能となる」改正の方向性。
- ・売り手・買い手側双方の事務負担の軽減、取引の迅速化につながる改正の実現を期待。

流動化に係る担保権移転コストの問題

- ・債務者等に対する通知により、担保権者単独で元本確定済根抵当権極度や抵当権債権金額の減額・抹消・放棄が可能になれば、売却に伴って発生するコストの軽減が可能。

投資信託・投資顧問に対する規制緩和

- ・現状では、不良債権関連商品への投資を主目的とした投信商品組成の動きは見られない。投資家保護の観点にも配慮しつつ、幅広いタイプの投資信託の実現への取組みが期待される。
- ・投信においては、不良債権ファンドや企業再生ファンドに多く見られるリミテッド・パートナーシップ等に対する出資持分が特定資産として認められていない。不良債権に対する投資の障害になるこうした規制の緩和が望まれる。

新BIS規制における劣後部分に対するリスクウエイト

- ・新BIS規制では、BB格以下の証券化商品に対して、極めて高いリスクウエイトを設定することが検討されている。証券化商品の形での不良債権投資活性化のためには、他の投資とバランスの取れた形でのリスクウエイト設定が重要。

銀行が不良債権購入者として参加できる環境の整備

- ・銀行が投資家として活動できるようになれば、市場の拡大、競争による価格形成の透明化が期待でき、かつ債務者の負債圧縮や事業再生のきっかけを作ることも可能。
- ・そのためには、銀行が適正な時価で購入した不良債権について、特定取引勘定におけるローン取引の規制撤廃やバンキング勘定における既存の償却・引当制度の見直し等、既存の債務者区分を軸とした債務者単位の償却・引当制度とは異なる、債権単位での評価や減損措置等を検討していくことが、市場型間接金融の円滑な拡大に資する。

(4) 市場統計の整備

基本的な市場統計の整備は、民間においては全体の流れを知る参考値、行政においては政策決定の材料として有益。公的な機関によって、不良債権の指名債権譲渡、ローン・パーティシペーションの件数・金額を、事務負担を考慮しつつ収集し、マクロの統計として公表することが有効。

5. 第2WGとしての結論

リスクマネーの供給増に資するインフラの整備としては、**取引実績・取引機会情報の集約・開示、サービサー情報の充実等**が重要である。

取引実績・取引機会情報の集約・開示については、今後、**実務者間で具体的に有為性、実現可能性を検討し**、有為性・実現可能性がある場合には実現に向けた検討を継続していく必要がある。特に、今後の破綻懸念先向け以上の貸出債権取引の活発化を考えると、**事業継続価値に着目した不良債権取引の円滑化に資する枠組みについて検討を進める**ことが必要である。

また、リスクマネー供給増に資する制度面の課題としては、**投信・投資顧問に対する規制緩和、新BIS規制における劣後部分に対するリスクウエイトの軽減等**が期待される。

一方、債務者の負債圧縮や事業再生のきっかけを作ることを可能にし、市場参加者の多様化・市場の拡大を通じて競争による価格形成の透明化が進展するため、**銀行が買い手サイドで参加できる環境の整備**が期待される。

以上